

# 赤平市合併処理浄化槽設置 整備事業補助制度の新設

## 市が合併浄化槽設置費用の一部を補助!

平成25年4月から「赤平市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」が新設されました。

市内で居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、設置費の一部を市が補助します。

### 補助の対象となる地域

- 1 公共下水道事業計画区域外の地域で、上水道その他の設備により、自ら排水及び放流するために必要かつ十分な水量を確保できること。
- 2 下水道法の認可を受けた予定処理区域のうち、5年以上公共下水道の整備が行われる予定のない区域

### 補助の対象となる方

住宅の新築、建替えまたは増

改築に伴い、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする方、または汲み取り式便所または既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切替しようとする方で、次の3項目全てを満たしていること。

- 1 処理対象人員が10人以下の規模のものであること
  - 2 浄化槽法の規定による構造基準に適合した合併処理浄化槽であること
  - 3 次に掲げる条件を全て満たす者に工事を施工させる浄化槽であること
- ア 浄化槽工事業に係る北海道の登録を受けているか、又は浄化槽工事業を開始したことを北海道に届出していること。
- イ 排水設備に係る工事を赤平市下水道条例(昭和63年条例第9号)第7条に掲げる市内に事業所を有する下水道排水設備工事指定業者の指定を受けた者に工事を施工させる浄化槽であること。

### 対象となる住宅

自らが居住または居住しようとする専用住宅で、小規模店舗などを併設した住宅(居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上であるもの)と賃貸住宅も対象となります。ただし、次のいずれかに該当する方は補助が受けられません。

- 1 浄化槽法に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する方
- 2 販売目的で浄化槽付き専用住宅を建築(増築及び改築を含む。)する方
- 3 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- 4 市税等を滞納している方
- 5 その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる方

### 補助金の額

浄化槽本体の設置に要する費用として、次の表に定める限度額以内です。

※設置費用が、補助限度額に満たない場合は、実支出額となります。

人槽区分	限度額
5人槽	870,000円
7人槽	940,000円
10人槽	1,150,000円

### 申請から補助金交付までの手続き

#### ●補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ補助金交付申請書に次の書類を添付して、市民生活課環境交通係に提出してください。

- 1 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認申請書の写し
  - 2 設置場所の案内図
  - 3 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
  - 4 浄化槽の設置工事見積書
  - 5 浄化槽施工業者との工事請負契約書の写し
  - 6 市税等の滞納がないことを明らかにする書類
  - 7 浄化槽の型式適合認定書の写し
  - 8 その他市長が必要と認める書類
- 市は内容審査をして補助金交付の可否を決定し、通知します。
- 申請書受付期間  
4月1日(月)から10月31日(木)まで

申請受付期間中でも、補助予定基数に達した時点で締め切りとなります。(年間20基)

#### ●実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた方は、補助事業完了後1カ月以内、または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて実績報告をしてください。

市は提出された実績報告書を審査し、補助金の交付額を確定し、通知します。

#### ●補助金の請求

市から補助金交付額が確定された方は、補助金交付請求をしていただきます。

市は請求書に基づき補助金を交付します。

補助金交付申請書は、市民生活課環境交通係にあります。

#### ■申請・問合せ

環境交通係 ☎32-2215

